破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０１号
北海道北斗市七重浜４丁目40番９号
債務者　船戸　康彦
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２１号
山形市大字青柳705番地　アーバンハイツＡ105号
債務者　渡部　　仁
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１号
山形県村山市楯岡北町２丁目４番２―305号定住促進楯岡北町団地２号、前住所宮城県登米市中田町上沼字大柳93番地１
債務者　鈴木　孝子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３号
山形県上山市金生１丁目12番２―２号
債務者　原田　謙一
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
島根県出雲市姫原町277番地
債務者　小滝　真一
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１４号
福岡県豊前市大字岸井26番地２
債務者　矢鳴百合子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
埼玉県吉川市中野106番地１　高鹿荘西３号
債務者　神田　一三
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
埼玉県三郷市岩野木180番地３　グリーンパレスⅠ―107
債務者　稲月　利行
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目13番１号　コーポ陽光101号、旧住所埼玉県春日部市藤塚1091番地14
債務者　千島　浩一
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
埼玉県草加市旭町５丁目12番２号　八木荘２階２
債務者　木村　正樹
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区12棟504号
債務者　内田　ユカ（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
埼玉県越谷市南町１丁目17番16号　サザンステージ越谷302
債務者　津田　英夫
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
新潟県長岡市土合５丁目２番24号　第２フジタ荘１階７号室
債務者　佐々木朝子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
静岡県富士市中之郷2667番地の２　マンダリンヒルズ105号
債務者　山田　和弘
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５９号
静岡県富士市青葉町485番地の２　パークハイツ花崎203号、前住所静岡県富士市下横割66番地の１
債務者　名和　知里
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５０号
岡山県倉敷市中庄団地５番３―54号
債務者　石井　和也
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地14―408
債務者　田口　　勇
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部